

千葉県議会広報会議設置要綱

(設置)

第1条 千葉県議会の広報に関し、千葉県議会広報基本方針及び千葉県議会広報委員会の決定事項に基づき、適正かつ円滑な運営を行うため、議会事務局に千葉県議会広報会議（以下「広報会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 広報会議は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 議会の広報紙の編集に関する事。
- (2) 議会のホームページの運営に関する事。
- (3) 議会放映の運営に関する事。
- (4) その他議会広報に関する事。

(組織)

第3条 広報会議は、事務局長、事務局次長、総務課長、議事課長、調査課長、調査課長補佐をもって構成する。

(庶務)

第4条 広報会議の庶務は、調査課が行う。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、広報会議の運営に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月17日から施行する。
「ちば市議会だより」編集会議設置要綱は廃止する。